

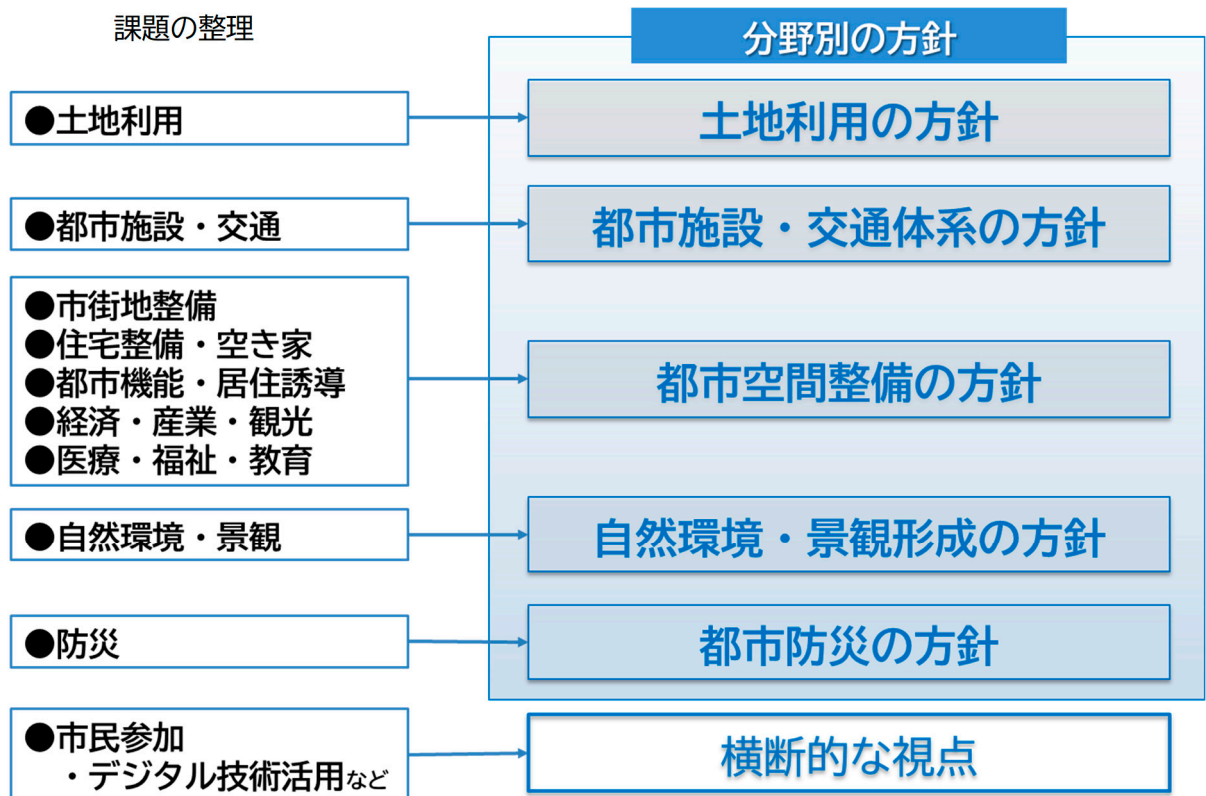
3章

分野別の方針

- 1節 土地利用の方針
- 2節 都市施設・交通体系の方針
- 3節 都市空間整備の方針
- 4節 自然環境・景観形成の方針
- 5節 都市防災の方針



- 1章の課題の整理を踏まえ、2章の「基本理念」や「都市づくりの目標」を実現するため、都市計画に関する各分野の方針を定めます。
- 具体的には、「土地利用の方針」、「都市施設・交通体系の方針」、「都市空間整備の方針」、「自然環境・景観形成の方針」、「都市防災の方針」の5つの方針を設定します。



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

1節 土地利用の方針

■都市づくりの目標

コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

■基本方針

今後、人口減少、超高齢社会の進行、低未利用地や空き家の発生及び市街地の拡大による都市のスポンジ化、産業進出に伴う周辺環境への影響、自然災害リスクの増大等が懸念される中、市街地は原則として拡大せず、コンパクトで交通ネットワークが充実した、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を実現するための土地利用を図ります。

本市は、九州中央に位置しており、広域交流拠点都市として県全体の社会経済活動を牽引する役割を担っています。中心市街地では高次都市機能等を維持・集積するとともに、人々の憩いと交流の場であるオープンスペースを確保するなど、歩いて楽しめる上質な賑わい空間を創出します。

また、地域生活圏の核となる地域拠点や公共交通の利便性が高いエリアにおいては、それぞれの地域特性を踏まえた都市機能の維持・確保や居住の誘導を図ります。

郊外部においては、地域コミュニティの維持を図るとともに、広域交通の利便性が高いエリアでは、周辺環境との調和を図りつつ、工業・物流業等の立地を誘導します。

さらに、頻発化・激甚化する自然災害に対応した土地利用を図るとともに、熊本城をはじめとする伝統ある歴史・文化、清らかな地下水や豊かな自然環境、良質な農水産業の生産環境等と調和した土地利用を推進します。

■施策の体系

1) 市街化区域

- 人口減少、超高齢社会の進行、低未利用地や空き家の発生による都市のスポンジ化等を踏まえ、これらの課題に適応可能な市街化区域の規模とすることで、日常生活サービス機能や公共交通等を維持し、将来にわたって市民の生活利便性の確保を図ります。
- 新たに整備される幹線道路の沿線は、周辺状況等を勘案の上、用途地域の見直し等による土地利用規制の緩和を行い、交通利便性を活かした土地利用を図ります。
- 大規模な施設跡地等については、土地利用の動向や地域特性、周辺環境、都市基盤施設の整備状況等を踏まえ、地域のまちづくりとの一体性に努め、活用を図ります。

①都市機能誘導区域

(ア) 中心市街地

- 九州中央の広域交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動を牽引するため、広域的な商業、医療、文化施設等の高次都市機能や居住の誘導を図ります。
- 高次都市機能が集積する「通町筋・桜町周辺地区」、陸の玄関口となる「熊本駅周辺地区」、城下町としての町並みや資源が豊富な「新町・古町地区」、熊本城や多数の歴史・文化施設がある「熊本城地区」では、4つのエリアの特性を踏まえた土地利用を図ります。
- 地区計画制度や総合設計制度の活用、各種規制の緩和等により、老朽建築物の建替えや

低未利用地の有効活用を促進し、災害に強く、賑わいのある都市空間を創出します。

- 歩行空間の確保や良好な都市景観の形成等により、誰もが安心して訪れ、回遊することのできる、居心地がよい人中心の「昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間」を創出します。

(イ) 地域拠点

- 地域の核となる地域拠点では、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを維持するため、各拠点の特性を踏まえ、用途地域の見直しなど土地利用規制の緩和等により、商業・医療等の日常生活に必要な機能や居住の誘導を図ります。

②居住誘導区域

- 居住誘導区域では、地域の課題を踏まえ、低未利用地や空き家等の既存ストックを活用するなど、各種誘導施策を展開することで、人口密度の維持を図ります。
- 公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺等では、用途地域の見直しによる土地利用規制の緩和等により、居住の誘導を図ります。

③その他（都市機能誘導区域・居住誘導区域以外の市街化区域）

- 住居系用途地域では、住宅と緑地・農地が調和したゆとりとうるおいある良好な居住環境が維持されるよう土地利用を図ります。
- 商業系用途地域では、地域に密着した既存の日常生活サービス機能が存続される土地利用を図ります。
- 工業系用途地域では、工業の集積や周辺環境に配慮した土地利用を図るとともに、準工業地域では、都市構造に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を制限します。

2) 市街化調整区域等

- 市街化調整区域においては、「市街化を抑制すべき区域」という性格を踏まえ、「自然環境の保全」、「農水産業の保全」、「既存集落の維持」、「産業の計画的な立地誘導」の観点から、各エリアの特性を踏まえた土地利用を図ります。
- 日常生活に必要な施設や農林漁業用施設、指定道路における休憩所や大規模な流通業務施設など、一定の基準に適合したものに限り開発を認め、適正かつ合理的な土地利用を図ります。
- 地域拠点においては、拠点性・利便性の向上を図るため、地区計画制度等の活用により、生活サービス施設や居住誘導に資する土地利用を図ります。
- 市街化区域の土地利用と一体となって良好な住環境を形成しうる区域においては、地区計画制度等による周辺環境と調和した土地利用を図ります。

①自然環境の保全

- 本市の清らかな地下水や豊かな緑など自然環境が広がるエリアにおいては、地下水の涵養域や多様な生物の生育・生息地として保全するとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

②農水産業の保全

- 優良農地をはじめ、農水産業の生産基盤が広がるエリアにおいては、新鮮・安全な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し、教育・学習・体験の場の提供など多面的な機能が発揮されるよう適切に保全します。

③既存集落の維持

- 集落が形成されているエリアにおいては、集落内開発制度（都市計画法第34条第11号）を活用しつつ、自然環境や農水産業の生産基盤との共存を図り、地域コミュニティの維持や居住環境の保全を図ります。
- 集落内開発制度については、市街化調整区域の性格を踏まえ、新たな制度設計の検討を含め、「地域コミュニティの維持」に即した制度運用を図ります。
- 生活の拠点となるエリアにおいては、地区計画制度等により地域コミュニティや地域特性に応じた生活利便性を確保し、災害リスクに対応した良好な居住環境の維持・確保を図ります。

④産業の計画的な立地誘導

- 立地増加が見込まれる工業や物流業等の施設については、周辺の住環境や自然環境等との調和を図りつつ、高規格道路インターチェンジ周辺やこれに直結する幹線道路沿線、阿蘇くまもと空港や熊本港周辺など、広域交通の利便性が高いエリアに誘導します。
- 誘導にあたっては、自然環境、災害リスク、優良農地や地形等の地域特性を考慮して、地区計画制度等により計画的に行います。
- 将来の広域交通ネットワークの整備状況等に合わせて産業用地の確保を図ります。また、既存の工業団地や、工業・物流業集積地周辺等では、その機能を活かした維持・拡充を図ります。

3) 災害リスクを考慮した土地利用

- 土砂災害等は、事前の予測・避難が難しく人命損失のリスクが高いため、市街化区域内の土砂災害等の恐れがあるエリアについては、土地利用状況等を踏まえ段階的に市街化調整区域に編入するとともに、災害リスクが低いエリアへの移転を促進します。
- 市街化調整区域の土砂災害等の恐れがあるエリアでは、原則、開発行為を抑制するとともに、災害リスクが低いエリアへの移転を促進します。また、事前の予測・避難が可能な浸水災害等の恐れがあるエリアでは、居住者に災害リスクの自覚を促すとともに、開発行為時の災害リスク対応の条件化等を推進します。

■土地利用の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

2) 公共交通

①公共交通の整備等の方針

- 本市中心部と各方面の地域拠点等を結ぶ基幹公共交通8軸について、県・周辺自治体と連携しながら、都市圏全体の持続可能な地域公共交通網の骨格となる各基幹軸の形成を図ります。
- 脱炭素社会の実現、まちの賑わい創出や交通混雑の緩和等を図るため、自家用車から公共交通への利用転換を促進します。
- 基幹公共交通である鉄軌道・幹線バスの定時性・速達性・輸送力の向上に向け、バスレーンの整備など各公共交通機関の特性に応じた機能強化や相互の連結強化等を図るとともに、熊本市電については、安全を最優先とする運行体制を再構築しつつ、延伸やネットワークの検討を行います。
- 交通事業者と行政が協力しながら、共同経営による重複区間等の最適化など、路線バスのサービス向上策に引き続き取り組みます。
- 日常生活に必要な移動手段の確保や更なる利便性向上のため、自動運転車両の導入、パーク＆ライドやサイクル＆ライドの促進を図るとともに、AI デマンドタクシー等の適切な水準でのコミュニティ交通の導入・維持を図ります。
- ICT や AI 等を活用した MaaS 等の新たなモビリティサービスの活用により、継ぎ目なくスムーズに公共交通を利用できる環境の整備を図ります。
- 高齢者等の移動の安全性を確保するため、電停やバス停のバリアフリー化など、公共交通の利用環境改善に取り組みます。



▲写真 自動運転バス車両（実証実験）
（出典：熊本市資料）

②歩行者、自転車空間の整備等の方針

- こどもや高齢者をはじめ全ての利用者の安全性・快適性・健康増進等に資する歩行空間を構築します。
- 誰もがまちなかを快適に回遊することができるよう、グリーンスローモビリティ等の多様な移動手段の提供に向けて取り組みます。
- 自転車専用通行帯、自転車道や駐輪場等の整備により、自転車を利用しやすい環境整備を推進します。
- シェアサイクルの利用拡大やサイクリング環境の構築など、様々な場面で自転車を気軽に利用できる環境整備や取組を実施します。

3) その他の都市施設

①下水道

- 下水道計画全体区域の整備完了を目指し、未普及地区の下水道整備を進めるとともに、過去の熊本広域大水害や熊本地震等の被災経験を踏まえ、下水道施設の老朽化対策や耐震化を推進します。

- 頻発する局地的大雨や集中豪雨を踏まえ、市街化区域における内水による浸水対策を推進します。
- 資源循環及び脱炭素の取組として、下水汚泥の有効利用や、消化ガスを利用した発電など、再生可能エネルギーの創出に取り組みます。

②河川

- 降雨時の洪水による河川の氾濫を防止し、市民の安全を確保するため、国や県による河川整備を促進するとともに、狭小な河川の改修や浚渫、遊水地等の流出抑制施設の整備を行い、浸水被害の防止・軽減を図ります。
- 治水機能に加え、利水機能、環境機能など多様な機能が調和した豊かな河川環境・空間の創出に向け、整備を進めます。



▲写真 鶯川の整備状況

(出典：熊本市資料)

③その他

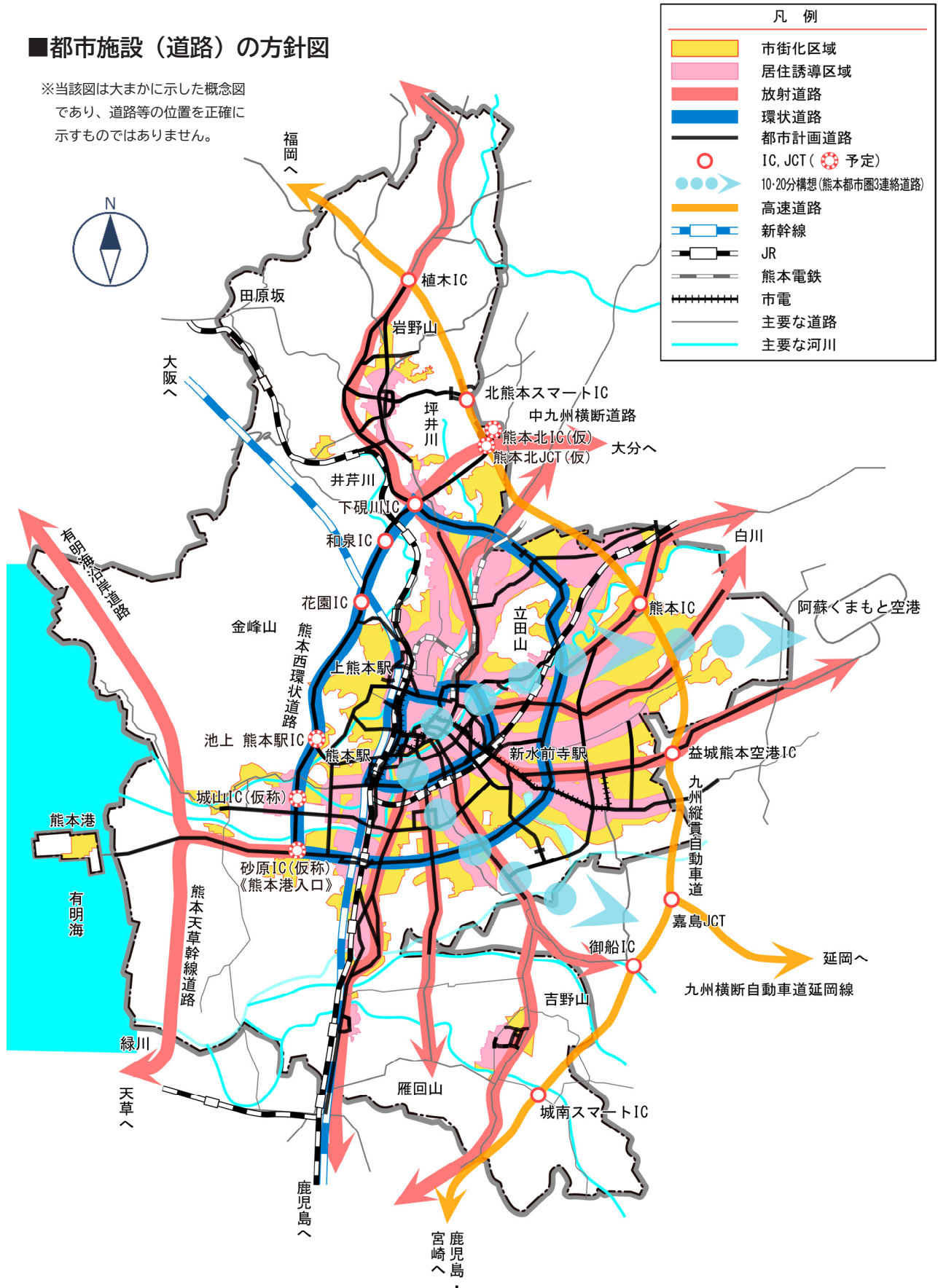
- 安全でおいしい水道水を安定的に供給するために、「安全」、「強靱」、「持続可能」な水道施設を目指し、耐震化、機能強化及び適切な維持管理を行います。
- 住民福祉の向上及び暮らしの利便性増進のため、教育文化、スポーツ、社会福祉、医療等を提供する施設等の立地を計画的に誘導します。
- 公共施設の耐震化・補強工事、太陽光発電・蓄電池の導入や食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化します。

4) 公共施設の管理等

- 「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、変化する社会構造や市民ニーズに対応しながら、施設更新時の規模適正化や施設の統廃合によるライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進します。
- 公共施設マネジメントの観点や地域経済の発展等の視点から、統廃合後の施設については、地域活動やコミュニティに配慮しながら、民間を含めた利活用を図ります。
- 道路の橋梁をはじめ、老朽化が進むインフラの適切かつ計画的な維持管理を推進するとともに、緊急輸送道路については、災害時に機能が発揮できるよう適切に管理します。
- 老朽化等の課題を抱える市営住宅については、安全性の確保、居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応、躯体の長寿命化等を図るため、「熊本市市営住宅長寿命化計画」に基づき改善事業を実施し、住宅性能の向上を図ります。
- 避難場所等に指定されている公共施設については、災害時における物資の備蓄や集散機能、一次避難や避難拠点としての機能など、各施設の位置づけに応じた機能を確保します。

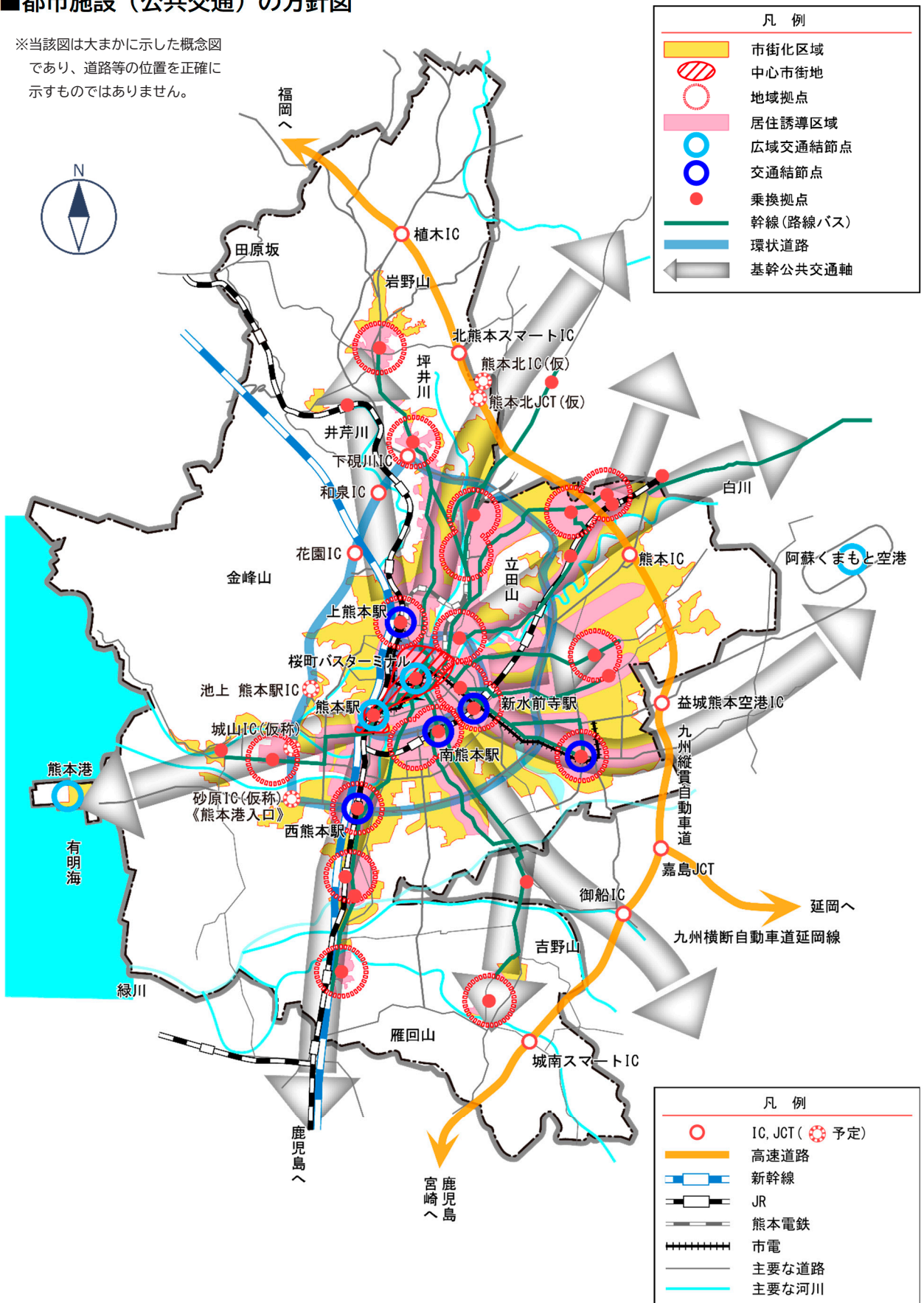
■都市施設（道路）の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



■都市施設（公共交通）の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

3節 都市空間整備の方針

■都市づくりの目標

賑わいと魅力あふれる都市づくり

■基本方針

本市及び都市圏の社会経済活動を牽引する中心市街地においては、質の高い芸術や文化、幅広い交流の場等を提供する高次都市機能を誘導・集積するため、老朽化や耐震性能が不足する建築物の建替えや土地の高度利用を促進します。また、賑わいある人中心の空間、良好な都市景観など、上質な都市空間を形成します。

地域拠点においては、地域拠点の周辺に広がる生活圏域を含め、地域住民が身近なところで日常生活サービスを受けられるよう、地域の特性に応じて商業、医療等の都市機能を維持・確保するとともに、既存ストックや地域資源を活かした良好な都市空間を形成します。

市街化調整区域等においては、自然環境や農業等の生産基盤と調和したゆとりある居住空間を形成します。

■施策の体系

1) 中心市街地の整備等の方針

①高次都市機能の集積

- まちなか再生プロジェクトによる老朽建築物等の建替えや低未利用地の活用を促進し、土地の高度利用により市街地環境の整備・改善を図り、高次都市機能及び日常生活サービス機能を誘導・集積します。
- 熊本市役所新庁舎整備を契機に更なる活性化を図るとともに、現庁舎跡地については、民間活力を最大限に生かしたポテンシャルにふさわしい機能を誘致し、中心市街地、更には本市全体の活性化につなげます。

②居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出

- 老朽化や耐震性能が不足する建築物の建替え、緑やオープンスペースの確保、道路空間の再配分、歩行空間の整備や沿道店舗との連携等により、人中心のウォークラブルな空間を構築するとともに、面的・一体的なバリアフリー化を促進し、多様な人々が開かれた空間で居心地よく快適に過ごせるまちなかを創出します。
- 駐車場の総量と配置等を適正化し、まちなかの交通円滑化や、誰もが安心して訪れることができる空間の形成を図ります。
- 熊本城や城下町の歴史的建造物等の維持や夜間も楽しめるライトアップの実施など、歴史資源を生かした町並み形成を促進します。

③賑わいのあるまちなかの創出

- 共同住宅やオフィス・商業施設等の一体整備、子育て支援・福祉施設等の誘導、空き家・空きビルのリノベーションや低未利用地の活用等により都市機能の誘導・集積を図るとともに

に、企業誘致や産業振興及び起業・創業支援等により働く場を確保し、多様な人々が暮らし・憩い・働き・交流する、賑わいにあふれるまちなかを創出します。

- データ・デジタル技術の活用を図ることで、地域の中で多様な世代が暮らしやすい都市空間を形成します。

2) 市街化区域の整備等の方針

①都市機能誘導区域（地域拠点）

- 地域の特性に応じた都市機能や居住の集積、歴史的建造物や空き家の活用等を行うとともに、緑の空間の形成を誘導し、魅力と賑わいを創出します。
- 市街地開発事業等の活用により、拠点性を高める土地利用の高度化・高質化を図ります。
- 周辺の地域生活圏を含めた住民の利便性向上のため、交通結節機能等を強化し、地域拠点までの移動の利便性を高めます。
- 交通結節機能が高い鉄道駅周辺等に、商業等の生活サービス施設に加え、中高層住宅を中心とした住宅整備を促進することで居住を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- 面的・一体的なバリアフリー化を促進するために、重点的に整備を推進する地区の設定を行い、移動の利便性や安全性の向上を図ります。

②居住誘導区域

- 一定の人口密度を維持するため、公共交通の交通利便性が高いエリアを居住誘導区域に設定し、空き家や低未利用地の活用を含めたインセンティブ施策の展開等により、居住の誘導を図ります。
- 低層・中高層住宅の整備や日常生活サービスに必要な店舗等を維持・確保することで、快適で利便性の高い市街地の形成を図ります。

③その他の市街化区域

- 地域コミュニティの維持・発展、空き家等の活用や地域特性を生かした魅力ある住宅整備の促進等により、周辺環境と調和した秩序ある市街地を形成します。

3) 市街化調整区域等の整備等の方針

- 市街化調整区域をはじめとする郊外部では、ゆとりある生活環境の確保や農水産業の振興等の観点から、無秩序な開発行為を制限し、豊かな自然環境や農業等の生産基盤と居住環境が調和した空間の形成を図ります。
- 特に人口減少が著しい地域では、集落内開発制度（都市計画法第34条第11号）や地区計画等により、既存集落のコミュニティの維持を図ります。

■都市空間整備の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



凡 例	
	市街化区域
	中心市街地
	地域拠点
	居住誘導区域
	市街化調整区域等
	土地区画整理事業
	駐車場整備地区
	移動等円滑化促進地区
	IC, JCT (● 予定)
	環状道路・放射道路
	高速道路
	新幹線
	JR
	熊本電鉄
	市電
	主要な道路
	主要な河川



4節 自然環境・景観形成の方針

■都市づくりの目標

環境にやさしい風格ある都市づくり

■基本方針

本市が世界に誇る貴重な財産を後世に引き継ぐために、地下水の保全や「森の都」づくりを進めるとともに、「水と緑と歴史を活かし地域と共に賑わいと活力を育む、くまもとの景観づくり」を推進し、持続可能な都市づくりに取り組みます。

■施策の体系

1) 自然環境等の保全の方針

- 緑を守り育み、活かし、つなげていけるよう、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな都市づくりを進めます。
- 金峰山系、立田山、雁回山、託麻三山（神園山、小山山、戸島山）、水前寺・江津湖、白川、緑川、有明海（干潟）等の豊かな自然環境、生物多様性を未来へ継承します。
- 民有地の緑化等を積極的に促進し、都市内緑地の確保に努めるとともに、特別緑地保全地区や環境保護地区等の制度を活用し、水と緑のネットワーク形成を図り、都市の良好な自然環境を後世に引き継ぎます。
- 都市の温度上昇防止や地球温暖化対策に貢献できるまちを目指し、緑の保全・創出や、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 街路樹等の植栽スペースの雨水浸透・貯留機能を活用するなど、グリーンインフラの取組を推進し、自然環境が有する機能を活用します。
- 市民・事業者・行政の協働により、地下水保全の取組（水質保全対策・かん養対策・節水対策）を推進するとともに、水の風土と文化を後世に伝えるため湧水群等に関する情報を発信します。
- 農産物生産、防災や景観形成など、農地が有する多面的な機能を踏まえながら、都市計画制度等により農地を計画的に保全します。
- 就農やスマート農業等の支援等による農業の振興及び、市民が農業とふれあい、理解を深める場を創出するとともに、都市と農村の交流を図ります。



▲写真 熊本の地下水
(出典：第2次熊本市生物多様性戦略)

2) 公園緑地等の方針

- 既存公園等の状況を踏まえ、公園の適正配置に努めるとともに、公園の有効活用を図ります。
- 市民の身近なコミュニティ形成の場として、市民等との協働による適正な維持・管理を推進するとともに、公園の機能・立地の集約・再編や、新たな整備・管理手法として民間活力の導入を検討します。
- 多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流を行えるよう、公園が持つレクリエーション機能の維持・保全に努めます。
- 公園緑地等については、災害時の避難場所及び災害対応拠点として、地域防災計画との連携により、防災・減災機能の強化・充実を図ります。
- 老朽化した公園施設の計画的な改修を進め、バリアフリー化を行うなど、人にやさしい公園づくりを進めます。



▲写真 市民等との協働事業
(出典：熊本市資料)

3) 都市景観形成の方針

- 熊本らしさを醸成する重要な地域である熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、熊本駅周辺、熊本空港周辺等において、重点地域や特定施設届出地区等の指定を継続し、地域特性に合わせた景観形成のための施策を推進します。
- 熊本城や水前寺成趣園、熊本駅等の都市の玄関口となる場所等は、良好な眺望景観、沿道景観を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等の規制や誘導を継続的に進めます。
- 地域拠点等の魅力を創出するため、地域特性を引き立たせる魅力的な夜間景観等を市民、企業・事業者や行政による協働のもと進めます。
- 豊かな歴史・文化的施設の魅力や価値を後世に継承するため、適切に保全・整備・活用等を行い、歴史的風致の維持・向上を図ります。また、新町・古町地区や川尻地区においては、ガイドラインに基づき、歴史や文化を踏まえた町並みづくりに取り組みます。
- 金峰山等の山々の緑や水前寺・江津湖等の豊かな水辺、白川や坪井川等の河川、農地等の景観を永続的に保全・継承します。
- 市街地において、建築や開発行為の際は、積極的に敷地内や屋上外壁の緑化を促進します。
- 公園や街路樹整備、公共用地等の緑化を推進するとともに、景観重要樹木の指定制度等を活用します。
- 風致地区制度により、都市の自然的風致を適正に維持し、後世に引き継ぎます。



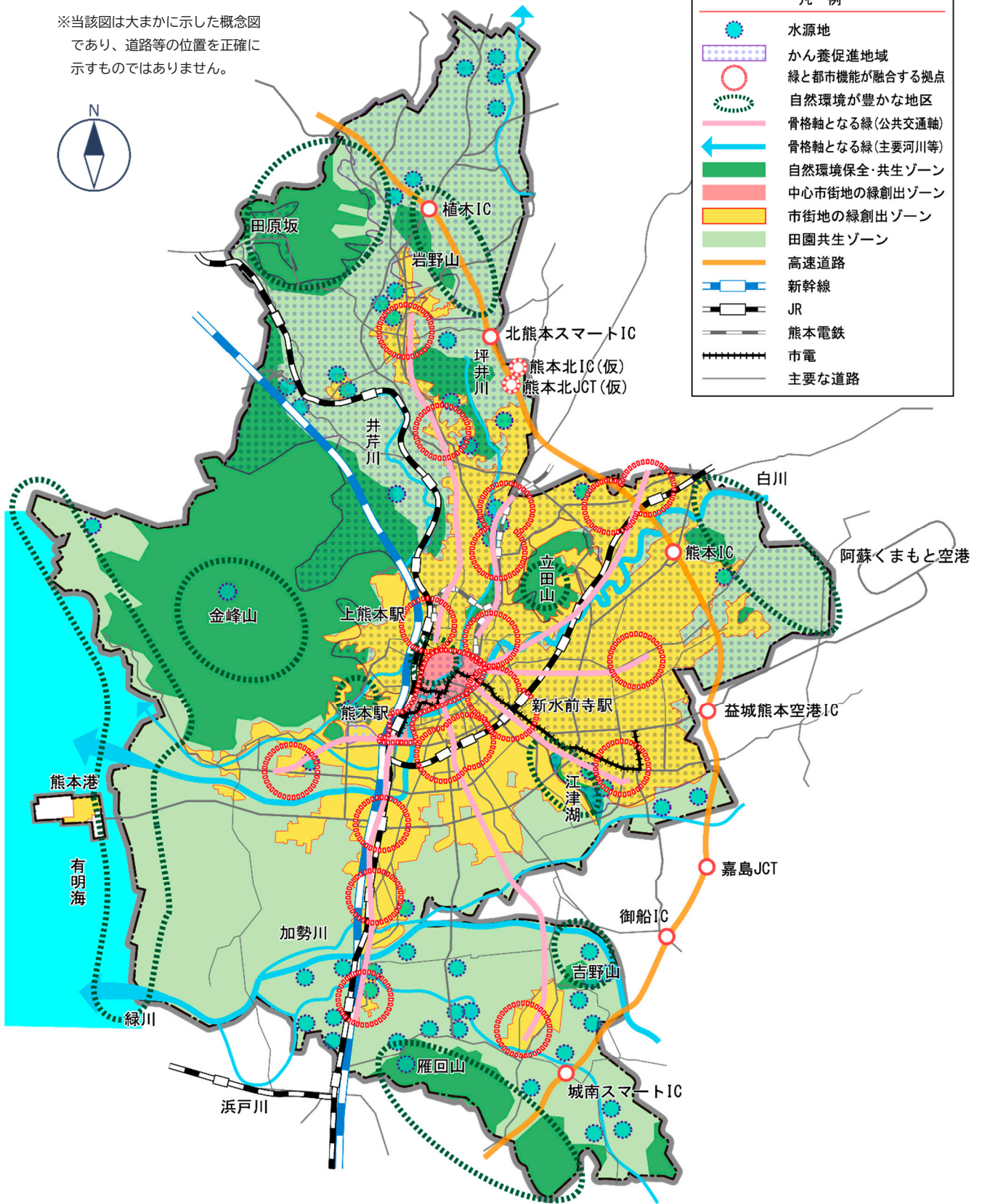
▲図 良好な眺望景観のイメージ
(出典：熊本市景観計画)



▲図 歴史的な町並みのイメージ
(出典：川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン)

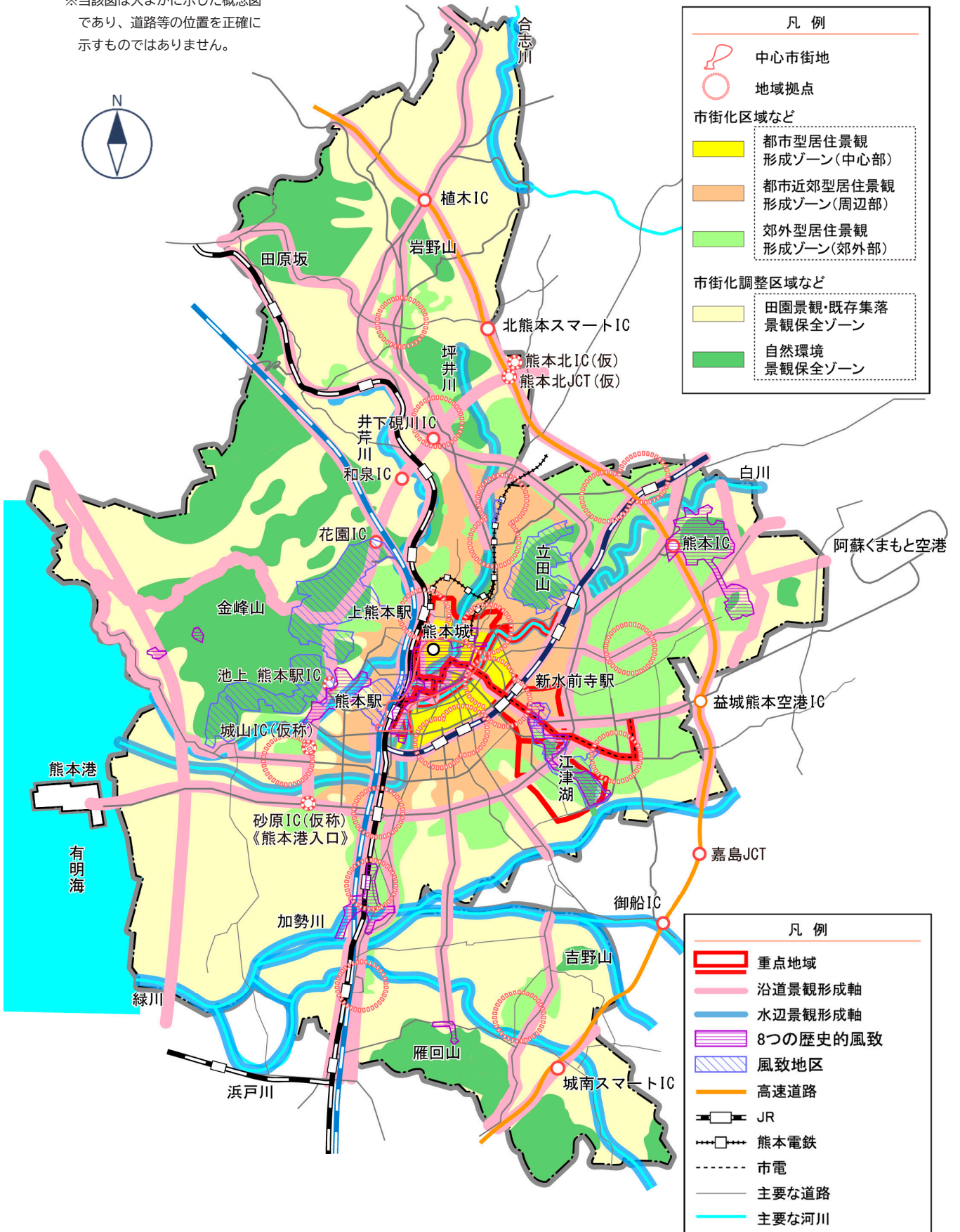
■自然環境保全の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



■景観形成の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



凡例	
	中心市街地
	地域拠点
市街化区域など	
	都市型居住景観形成ゾーン(中心部)
	都市近郊型居住景観形成ゾーン(周辺部)
	郊外型居住景観形成ゾーン(郊外部)
市街化調整区域など	
	田園景観・既存集落景観保全ゾーン
	自然環境景観保全ゾーン

凡例	
	重点地域
	沿道景観形成軸
	水辺景観形成軸
	8つの歴史的風致
	風致地区
	高速道路
	JR
	熊本電鉄
	市電
	主要な道路
	主要な河川

- 序章
- 1章
- 2章
- 3章
- 4章
- 5章
- 6章
- 巻末資料

5節 都市防災の方針

■都市づくりの目標

安心して住み続けられる都市づくり

■基本方針

激甚化・頻発化する災害に対し、強靱な都市基盤を形成します。併せて、過去の災害の経験を踏まえ、市、市民、事業者及び地域組織の災害対応力を強化することで、真に災害に強いまちを実現します。

■施策の体系

1) 都市基盤の強化

- 災害時の道路ネットワークを確保するため、広域道路の整備を推進するとともに、老朽化した道路施設の計画的な修繕、道路のり面の補強、無電柱化、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の適切な管理を推進します。
- 災害時における水道水の安定供給や公衆衛生を確保するため、上下水道施設や管路の耐震化、計画的な更新を推進するとともに、地域防災計画と連携し、給水拠点の整備や応急給水体制の充実を図ります。
- 市街地再開発事業等の活用により、耐震や耐火性能に優れた良好な建築物への建替を促進するとともに、有効なオープンスペースの確保を図ります。
- 建築物が密集する市街地においては、防火地域・準防火地域の指定により耐火建築物等の建築を促進します。
- 災害に強い河川づくりを進めるとともに、浸水被害を防止・軽減する排水路や排水機場等の雨水排水施設の整備を推進し、道路冠水等の改善を図ります。
- 国、県、流域自治体、企業、住民など、河川流域全体のあらゆる関係者との協働により、堤防整備や河道掘削、雨水浸透柵設置等の流域治水の推進に取り組みます。
- 災害時の拠点となる市役所本庁舎については、あらゆる災害に対応する拠点施設として安全かつ継続的な機能を確保します。
- 防災倉庫や避難所等の防災関連施設については、整備及び計画的な修繕、耐震化の推進、代替機能の確保など、防災機能の向上を図ります。

2) 防災減災の推進

- 市、市民、事業者及び地域組織の役割分担のもと、各々の防災意識や災害対応力を高めるとともに、校区防災連絡会等と協働し、自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上を図ります。



▲写真 校区防災連絡会の様子
(出典：熊本市資料)

序章

1章

2章

3章

4章

5章

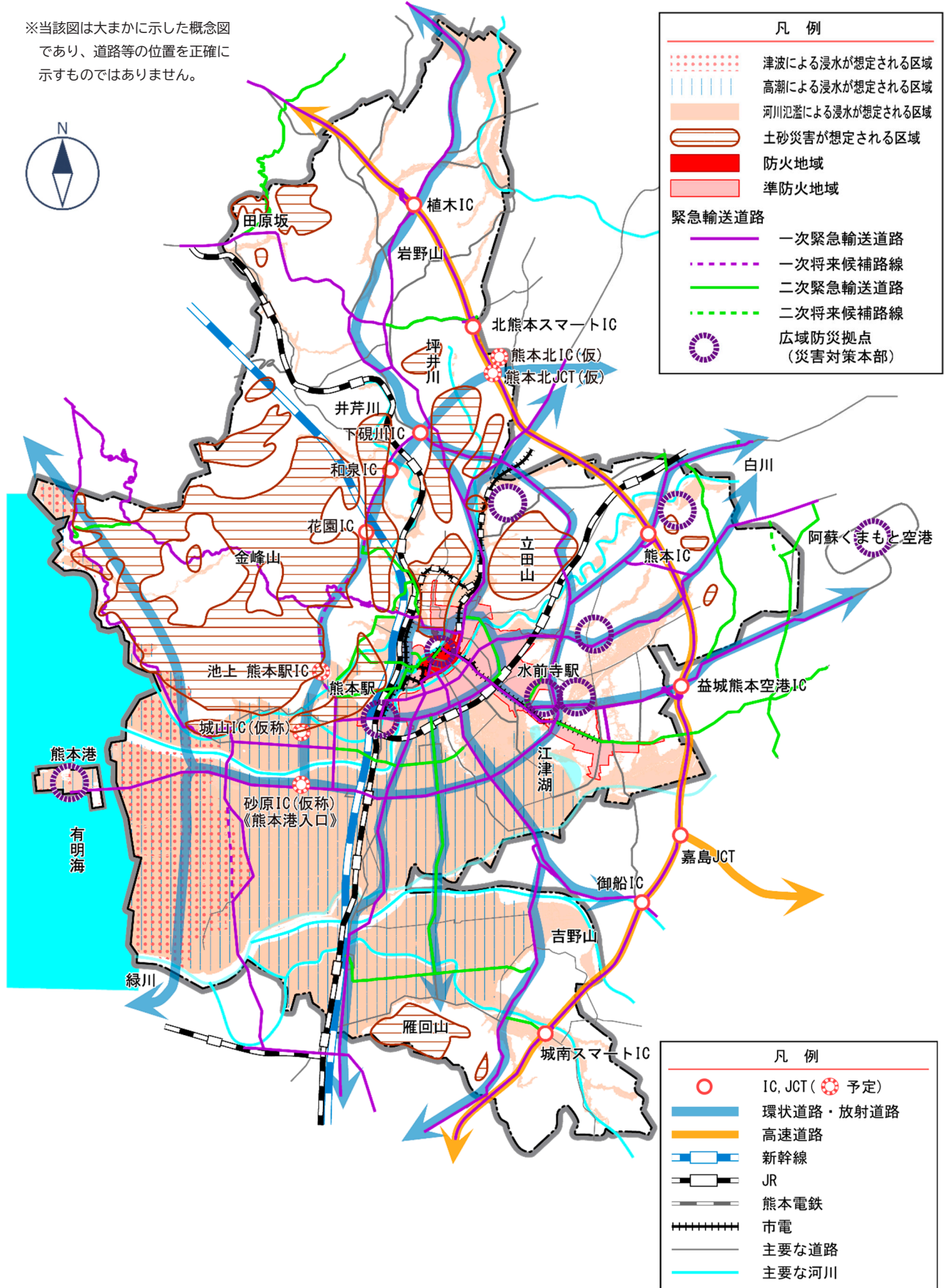
6章

巻末資料

- 熊本市防災基本条例を踏まえ、市民が防災に関する正しい知識を持ち、災害時に適確な行動を取れるように、学校等において防災教育に取り組むとともに、自主防災クラブの持続的な活動、防災リーダー育成、継続的な啓発を図ります。
- 地域防災計画を踏まえ、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新、地区防災計画の策定を促進します。
- 災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等から安全な場所への住み替え、その他災害の恐れがある危険な箇所や円滑な避難行動が困難な箇所に立地する住宅等への対策・支援等を推進するとともに、当該箇所の土地利用を抑制します。
- 災害に強い多核連携都市を実現するため、立地適正化計画の防災指針に災害リスクを回避・低減する適切な対策を位置付けるとともに、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の立地においては、災害リスクや避難路・避難場所等を踏まえた誘導を図ります。
- 災害ハザードマップの改善、災害時に利用可能なトイレや給水施設の整備等を促進するとともに、被災後、早期に適確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの課題・教訓等を踏まえ、復興時を想定した取組を検討します。
- 災害リスクを踏まえた居住地選択が可能となるよう、データ・デジタル技術の活用等により、住民への周知を図ります。

■都市防災の方針図

※当該図は大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではありません。



4章

区別の都市づくり

1節 中央区

2節 東区

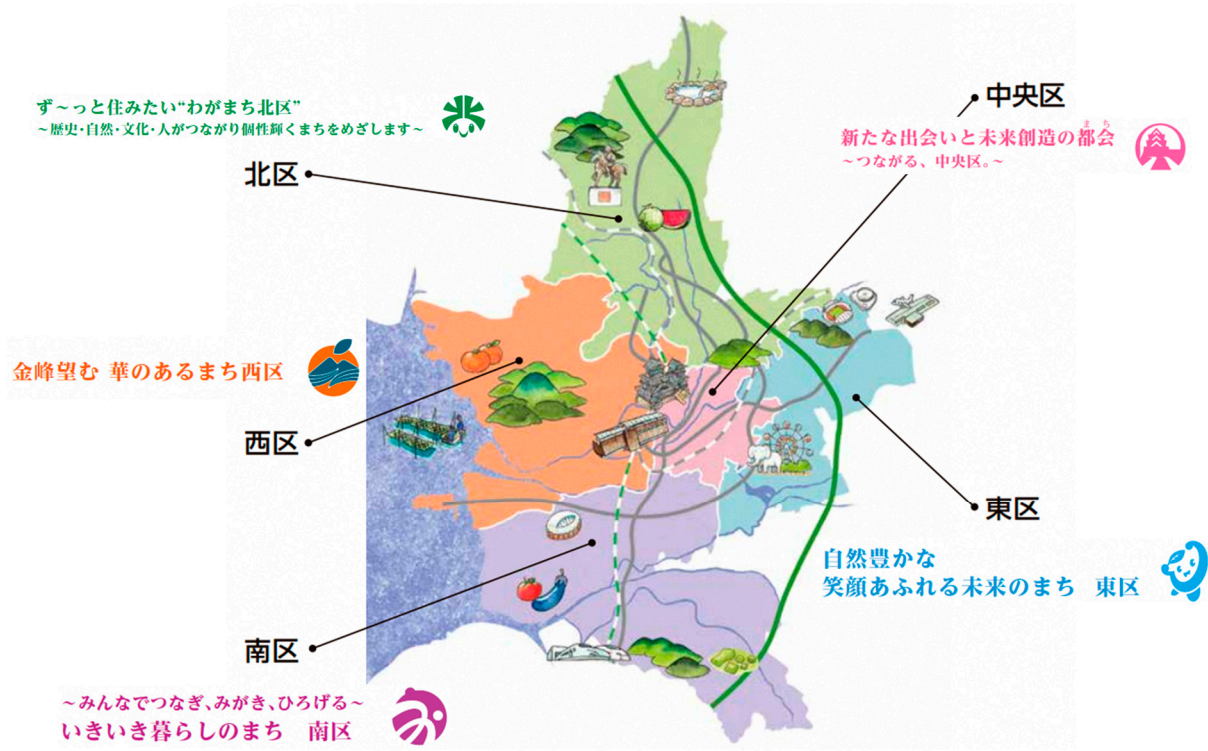
3節 西区

4節 南区

5節 北区



本章では、前章の「分野別の方針」に基づき、各区の特性を踏まえ、区における都市づくりの主要な方針等を定めます。



▲図 5区をめざす区の姿
(出典：熊本市第8次総合計画)

1節 中央区

区の特徴

- 高次都市機能が集積する中心市街地を有するなど、熊本都市圏の社会経済活動の牽引役。
- 城下町の風情と県内最大の商店街が形成され、新旧の町並みが調和。
- 約9割が住宅、商業、公共施設等の利用であり、特に商業については5区の中で最も割合が高い。
- 桜町バスターミナルを中心とした様々な公共交通機関（市電、JR、熊本電鉄、バス）に加え、自転車関連施設（駐輪場・自転車走行空間、シェアサイクル）など、多様な交通モードが充実。
- 子飼地区、水前寺・九品寺地区、平成・南熊本地区といった地域拠点が存在。
- 熊本城に代表される歴史的資源と、水前寺・江津湖、立田山といった緑豊かな自然や湧水に恵まれている。

中央区の都市づくり

① 高次都市機能の維持・集積

- 本市及び都市圏の社会経済活動や交流の中核を成す中心市街地において、まちなか再生プロジェクトによる老朽建築物の建替えや土地の高度利用、低未利用地の活用等により、市内外から多様な人々が集う広域交流拠点にふさわしい高次都市機能や日常生活サービス機能を誘導・集積します。
- 熊本市役所新庁舎整備を契機に民間投資を積極的に呼び込み、都市機能の更新、賑わいと交流の場の創出など、更なる活性化を図ります。

② 都市基盤の整備推進

- 中心部と各方面の地域拠点等を結ぶ基幹公共交通8軸の強化や、都市圏の骨格である2環状11放射道路網の整備等により、中心部へのアクセス強化と交通混雑の緩和を図ります。
- 住民や観光客等の安全・安心確保のため、河川整備や浸水対策重点地区の整備を推進します。

③ 中心市街地の活性化と地域拠点の利便性・拠点性の向上

- 中心市街地において、共同住宅や商業施設等の一体整備等により、まちなか居住を促進するとともに、企業誘致や起業・創業支援、福祉や子育て支援施設の誘導等により、職住近接による生活利便性の向上を図ります。
- まちなかのオープンスペースの確保、並びに歩行空間の整備等により、人中心のウォークアブルな空間を構築します。

- 水前寺・九品寺地区、子飼地区及び平成・南熊本地区において、市街地開発事業等を活用した都市機能の更新や、商業・医療・子育て支援等の日常生活サービス機能の維持・充実等により拠点性を高め、周辺地域を含めた住民の利便性向上を図ります。
- 低未利用地や空き家等の既存ストックの利活用を促進し、居住の誘導、賑わいの創出を図ります。

④ 自然環境・歴史的資源の維持・保全等による風格ある空間形成

- 熊本城、立田山、水前寺成趣園、江津湖等の多くの自然環境・歴史的資源を適切に保全・活用します。
- 新町・古町地区における歴史・文化的施設と一体となった町並みづくりに取り組むなど、地域資源を活かした美しい景観が形成された風格ある空間を創出します。

⑤ 防災機能の強化

- 市民や観光客など、多くの人々が滞在する中心市街地において、大規模災害等の発生時に一時滞在者の安全を確保するため、避難・退避スペースとして花畑広場の活用や、民間施設と連携して帰宅困難者の退避施設を指定するなど、官民連携して安全確保体制を強化します。
- 浸水リスクが高い地域については、河川整備や下水道整備等のハード対策を推進するとともに、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新等のソフト対策を進め、防災機能の強化を図ります。

地域拠点における取組方針

子飼地区

- 商店街をはじめとする商業施設等の集積やバスによる高いアクセス性を活かし、地域との協働により賑わいと特色ある空間形成を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

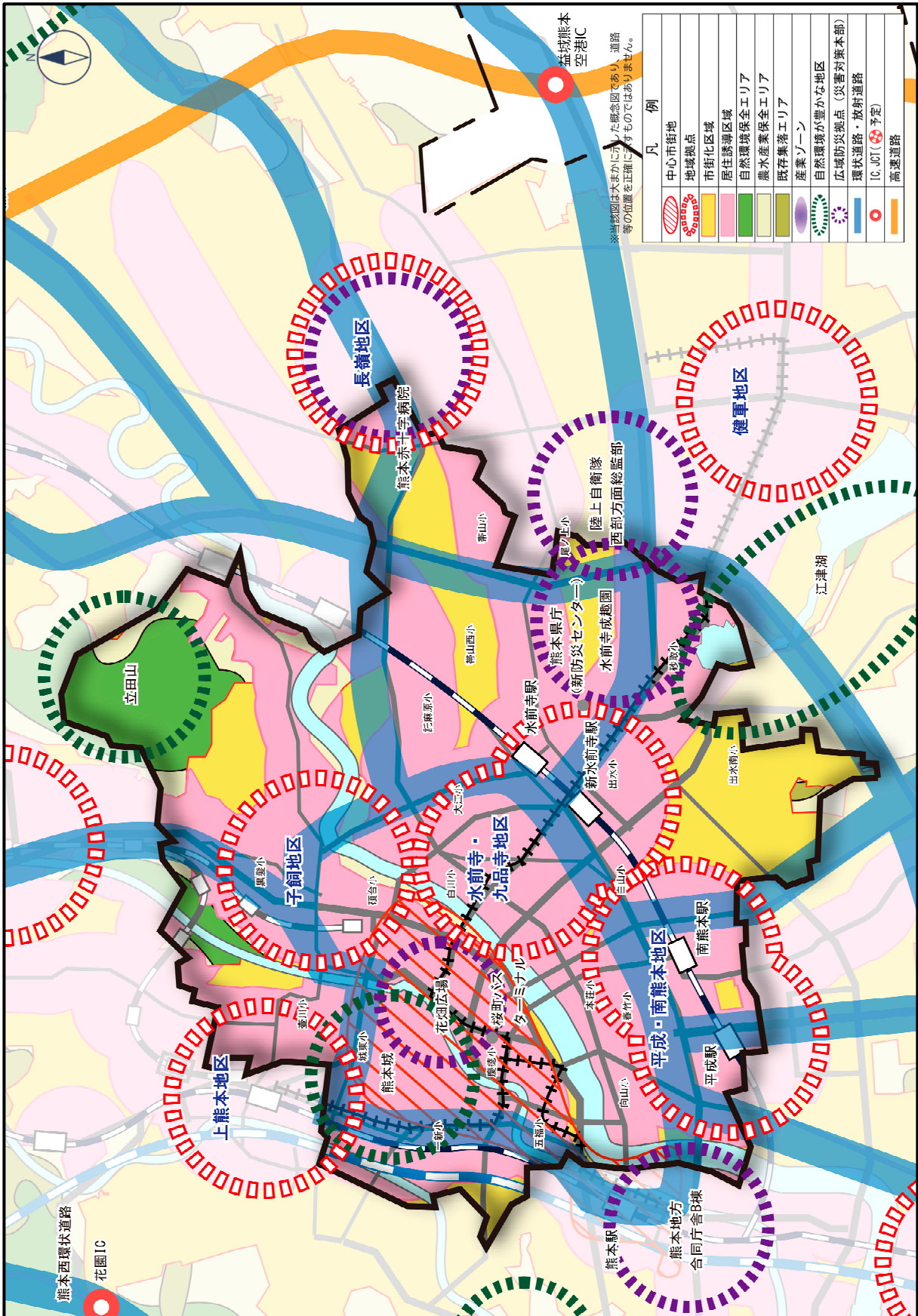
水前寺・九品寺地区

- JR 新水前寺駅周辺の交通結節機能の向上、土地利用規制の緩和等により、都市機能の更新や中高層住宅等の誘導促進を図り、利便性・拠点性の向上を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

平成・南熊本地区

- 鉄道・バス等の交通結節機能の向上と、多様な主体と連携した都市機能の更新や土地利用規制の緩和等による中高層住宅等の誘導を促進し、利便性・拠点性の向上を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

将来構成図（中央区）



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

2節 東区

区の特徴

- 5区の中で最も人口が多く、区域の約4分の1を占める住宅地を中心に都市的土地利用が広がる。
- 商業・金融の他、医療機関・福祉施設・教育施設といった都市機能が集積。
- 阿蘇くまもと空港や熊本インターチェンジなど、全国及び九州各都市からの玄関口となる広域交通拠点が区域内や近傍に立地。
- 長嶺地区、健軍地区といった地域拠点が存在。
- 託麻三山や熊本県民総合運動公園、動植物園など、自然や公園・緑地が多く存在。
- 健軍神社、四時軒等の文化財があり、また一部地域が景観計画の重点地域に該当。
- 圃場整備が進んだ供合・秋津・画図地域では、米・麦・大豆等の農業生産基盤が広がる。

東区の都市づくり

①新たな産業立地の計画的な誘導

- 半導体関連企業等の進出を踏まえ、高速道路インターチェンジ周辺等において、地区計画制度等を活用した計画的な産業の立地誘導を図ります。
- 民間事業者と連携した都市基盤の整備等により、周辺の住・農・自然環境等に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

- 広域道路や都市計画道路（新外秋津線等）の計画的な整備により、熊本インターチェンジ、益城熊本空港インターチェンジや阿蘇くまもと空港といった広域交通拠点へのアクセス性を強化するとともに、鉄軌道やバス等の公共交通の利用を促進し、交通混雑の緩和を図ります。
- 住民の安全・安心を確保するため、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

- 健軍地区における商店街等との連携による多様な都市機能の誘導や、長嶺地区における医療・福祉施設の維持・充実、また、子育て支援等の日常生活サービス機能の誘導等により拠点性を高め、周辺地域を含めた住民の利便性向上を図ります。
- 低未利用地や空き家等の既存ストックの活用により、居住の誘導や賑わいの創出を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

- 豊かな自然とレクリエーション機能をもつ託麻三山や水前寺江津湖公園等の保全を図るとともに、官民協働による利活用や適正な維持管理を推進し、自然と共生する都市づくりに取り組みます。
- 江津湖周辺地域においては、住民や事業者と協力し、外来生物への対策を行うなど、豊かな生態系を守ります。

⑤防災機能の強化

- 洪水等による浸水災害等に対し、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新、浸水リスクが高いエリアでの開発行為の厳格化、災害時に利用可能なトイレや給水施設の整備等を進めます。
- 広域防災活動拠点である熊本県民総合運動公園、阿蘇くまもと空港及び熊本赤十字病院等における円滑かつ着実な災害時支援活動等を可能にするため、都市計画道路等の交通ネットワークの強化を図ります。

地域拠点における取組方針

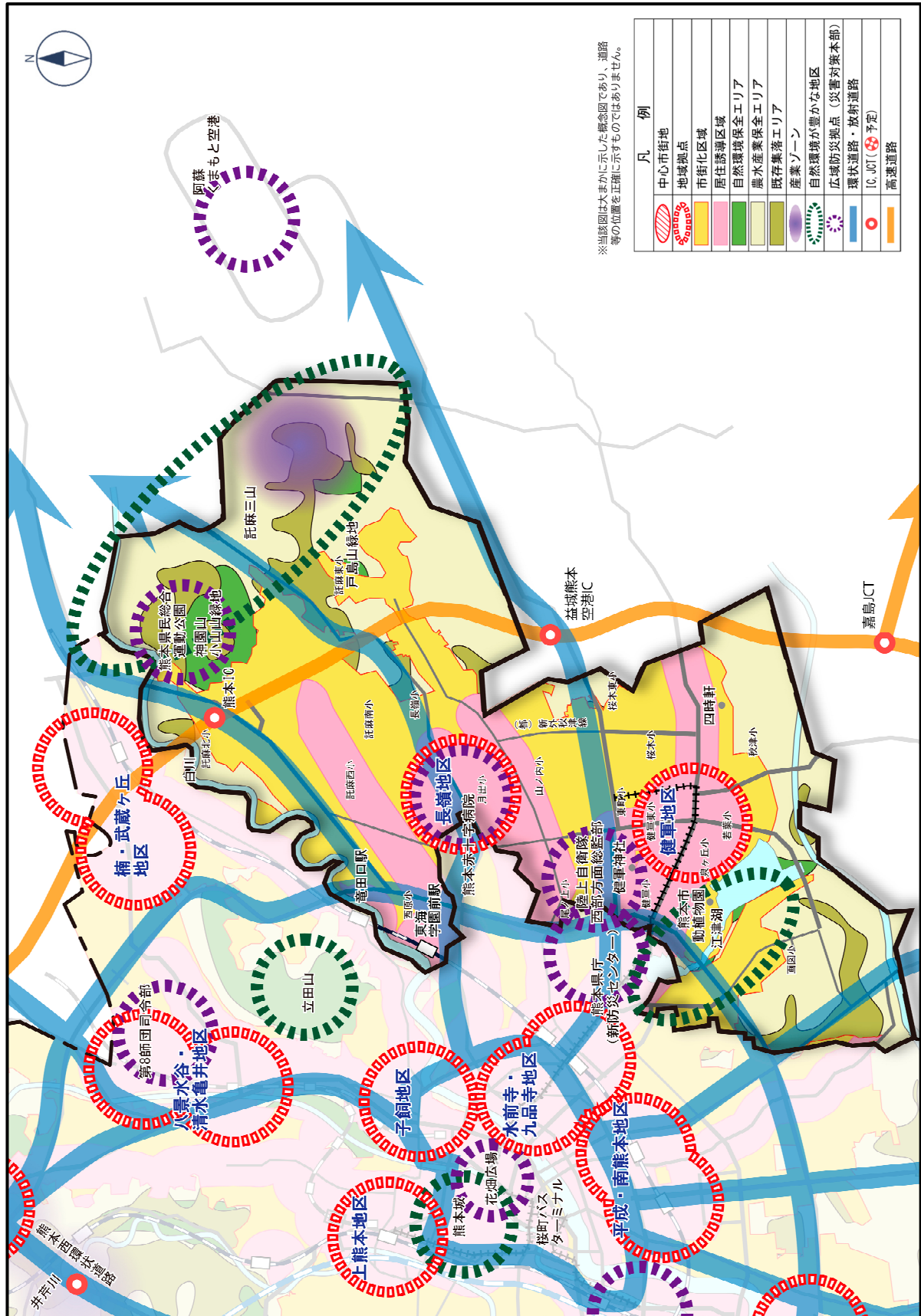
長嶺地区

- 国体道路沿道の病院、商業施設等をはじめとした都市機能の維持・確保を図るとともに、今後、増加が予想される空き家の利活用や、公共交通の利便性向上を図り、良好な住宅地への居住の誘導を図ります。

健軍地区

- 商店街をはじめとする商業施設等の集積と市電・バスによる高いアクセス性を活かし、地域との協働により賑わいと特色ある空間形成を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

将来構成図（東区）



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

3節 西区

区の特徴

- 熊本駅、熊本港といった市の玄関口である広域交通拠点が存在。
- 商業施設や企業、居住の集積が進む熊本駅周辺では新たな交流拠点が形成。
- 熊本西環状道路の整備が進むとともに、有明海沿岸道路や熊本天草幹線道路が計画されている。
- 城山地区や上熊本地区といった地域拠点が存在。
- 池辺寺跡や千金甲古墳等の名所・旧跡が数多く存在し、3つの歴史的風致が指定され、熊本城、熊本駅付近は景観計画の重点地域に該当。
- 金峰山県立自然公園等の豊かな自然や農地等の自然的土地利用が区域の半分以上を占める。
- 農水産物（米、みかん、野菜、ノリやアサリ等）の生産拠点と食の流通拠点（田崎市場）が隣接。
- 有明海沿岸部や河川の周辺では津波や高潮等による浸水リスクが高い。

西区の都市づくり

①農水産物の生産基盤と地域コミュニティの維持、産業立地の計画的な誘導

- 米、みかん、野菜、ノリやアサリなど、農水産物の生産基盤を維持・保全するとともに、地域コミュニティの維持や、商業・医療等の日常生活サービス機能の維持・確保を図ります。
- 半導体関連企業等の進出を踏まえ、周辺の住・農・自然環境等に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

- 国・県と連携して有明海沿岸道路、熊本西環状道路や熊本港等の整備を推進し、地域の発展に寄与する広域交通ネットワークの形成を推進します。
- 住民の安心・安全を確保するため、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。
- 都市計画道路野口島崎線、池田町花園線の整備を促進し、その沿線（島崎・花園地域）においては、周辺状況等を勘案の上、用途地域の見直し等により交通利便性を活かした土地利用を図ります。

③中心市街地の活性化と地域拠点の利便性・拠点性の向上

- 交通利便性に優れる熊本駅周辺をはじめ、上熊本地区、城山地区においては、交通事業者と連携して交通結節機能を強化するとともに、地区計画制度の活用等により、商業や医療、子育て支援等の日常サービス機能を誘導し、周辺地域を含めた住民の利便性向上を図ります。

- 低未利用地や空き家等の既存ストックの活用により、居住の誘導や賑わいの創出を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

- 豊かな自然環境と眺望を有する金峰山や有明海（干潟）が持つ生物多様性を保全し、未来へ継承するとともに、自然と触れ合えるレクリエーション機能の創出を図ります。
- 金峰山等の山々の緑、有明海、白川・坪井川等の河川や農地等が織りなす美しい景観を永続的に保全します。

⑤防災機能の強化

- 市民や観光客等、多くの人々が滞在する中心市街地において、大規模災害等の発生時に一時滞在者の安全を確保するため、避難・退避スペースとして熊本駅前広場の活用や、民間施設と連携して帰宅困難者の退避施設を指定するなど、官民連携して安全確保体制を強化します。
- 有明海沿岸部や白川等の周辺で想定される津波や高潮等による浸水災害等に対し、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新、浸水リスクが高いエリアでの開発行為の厳格化、災害時に利用可能なトイレや給水施設の整備等を進めます。
- 国・県と連携し、災害時の物資輸送の拠点となる熊本港等の防災機能の向上を図ります。

地域拠点における取組方針

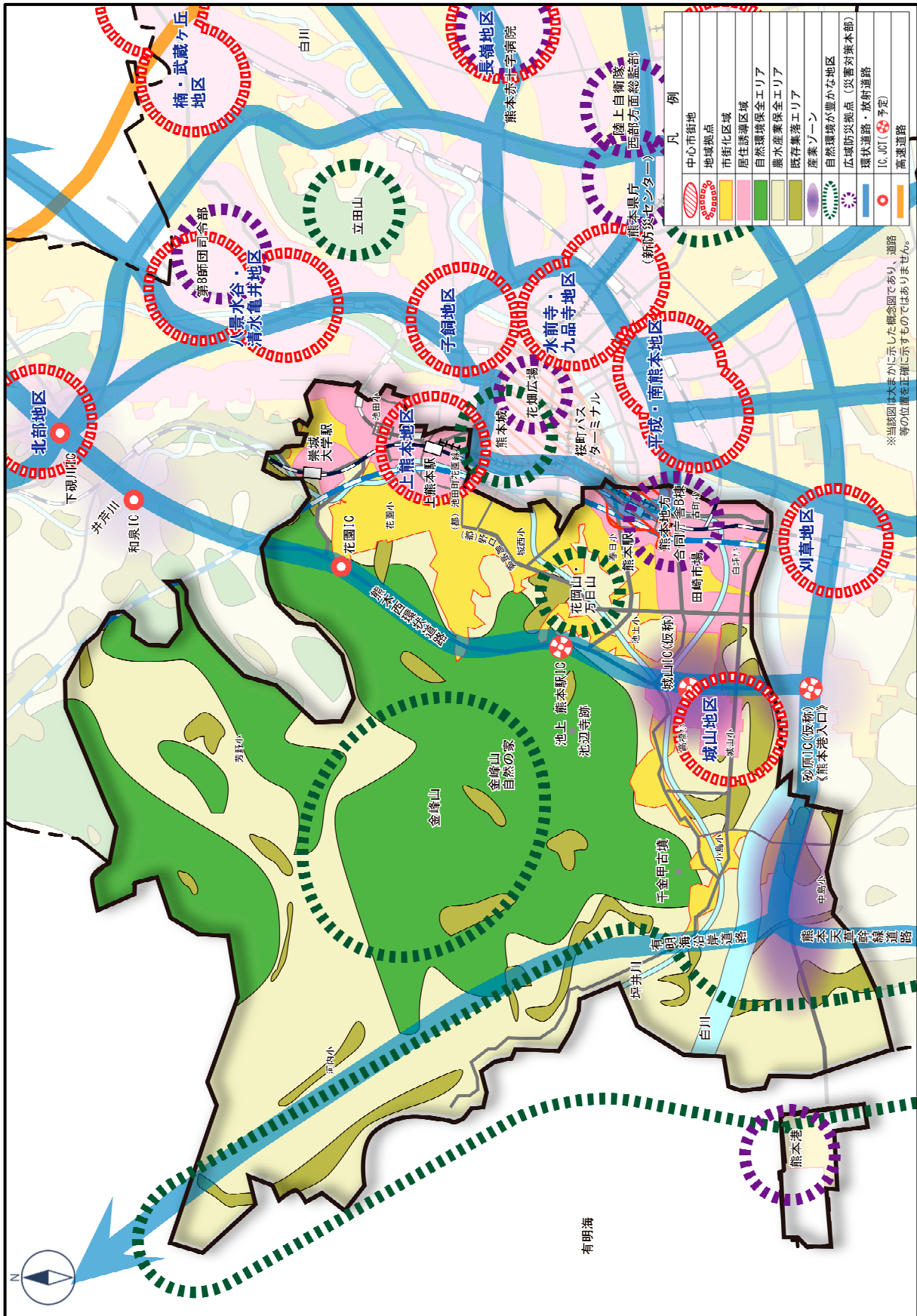
城山地区

- 土地利用規制の緩和、公共交通の利便性向上等により、都市機能の誘導を促進し、地区の利便性・拠点性の向上を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

上熊本地区

- JR・熊本電鉄・市電・バスの結節点として、乗換等の利便性向上と土地利用規制の緩和等により、都市機能や中高層住宅等を誘導し、利便性・拠点性の向上を図ります。

将来構成図（西区）



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

4節 南区

区の特徴

- 区域の約半分が自然的土地利用であるものの、半導体の生産工場、工業団地、流通業務団地や熊本総合車両所等が立地する製造業・運輸業の中核。
- 富合駅、川尻駅、西熊本駅や城南スマートインターチェンジといった広域交通拠点が存在する南の玄関口。
- 富合地区において土地区画整理事業が施行中。
- 刈草地区、富合地区、川尻地区や城南地区といった地域拠点が存在。
- 塚原古墳群や川尻米蔵跡等の文化財が点在し、特に川尻地区では歴史や文化に根差した住民主体の町並みづくりが活発。
- 雁回山、有明海、吉野山や緑川など、豊かな自然が広がる。
- 農水産物（米、野菜、ノリやアサリ・ハマグリ等）の生産拠点。
- 有明海沿岸部や河川の周辺では津波や高潮等による浸水リスクが高い。

南区の都市づくり

①農水産物の生産基盤と地域コミュニティの維持、産業立地の計画的な誘導

- 米、野菜、ノリ、アサリやハマグリなど、農水産物の生産基盤を維持・保全するとともに、地域コミュニティの維持や、商業・医療等の日常生活サービス機能の維持・確保を図ります。
- 半導体関連企業等の進出を踏まえ、周辺の住・農・自然環境等に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

- 国・県と連携した有明海沿岸道路、熊本西環状道路等の整備推進や、西熊本駅・川尻駅・富合駅の交通結節機能の強化等により、南の玄関口としてのポテンシャルを活かした都市づくりを進めます。
- 住民の安心・安全を確保するため、河川整備や浸水対策の重点地区の整備を推進します。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

- 刈草地区、富合地区、川尻地区や城南地区において、交通結節機能の強化や地区計画制度の活用等により、商業、医療や子育て支援等の日常サービス機能を誘導し、周辺地域を含めた住民の利便性向上を図ります。
- 低未利用地や空き家等の既存ストックの活用により、居住の誘導や賑わいの創出を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

- 雁回山、有明海（干潟）や緑川等が持つ生物多様性を保全し、豊かな自然環境を未来へ継承します。
- 川尻地区における歴史や文化に根差した町並みづくりに取り組むなど、地域資源を活かした良好な景観形成を推進します。

⑤防災機能の強化

- 有明海沿岸部や緑川等の周辺で想定される津波や高潮等による浸水災害等に対し、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新、浸水リスクが高いエリアでの開発行為の厳格化、災害時に利用可能なトイレや給水施設の整備等を進めます。

地域拠点における取組方針

平成・南熊本地区

- 鉄道・バス等の交通結節機能の向上と、多様な主体と連携した都市機能の更新や土地利用規制の緩和等による中高層住宅等の誘導を促進し、利便性・拠点性の向上を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等により居住の誘導を図ります。

刈草地区

- 土地利用規制の緩和等により、不足する都市機能の誘導を促進するとともに、西熊本駅周辺の交通結節機能を向上させ、土地区画整理事業等により形成された良好な住宅地への居住誘導を図ります。

川尻地区

- 地域と連携し、古い町並みを活かした歴史と伝統ある良好な空間の形成を図るとともに、駅周辺の交通結節機能の向上や土地利用規制の緩和等により、不足する都市機能の誘導と居住の誘導を図ります。

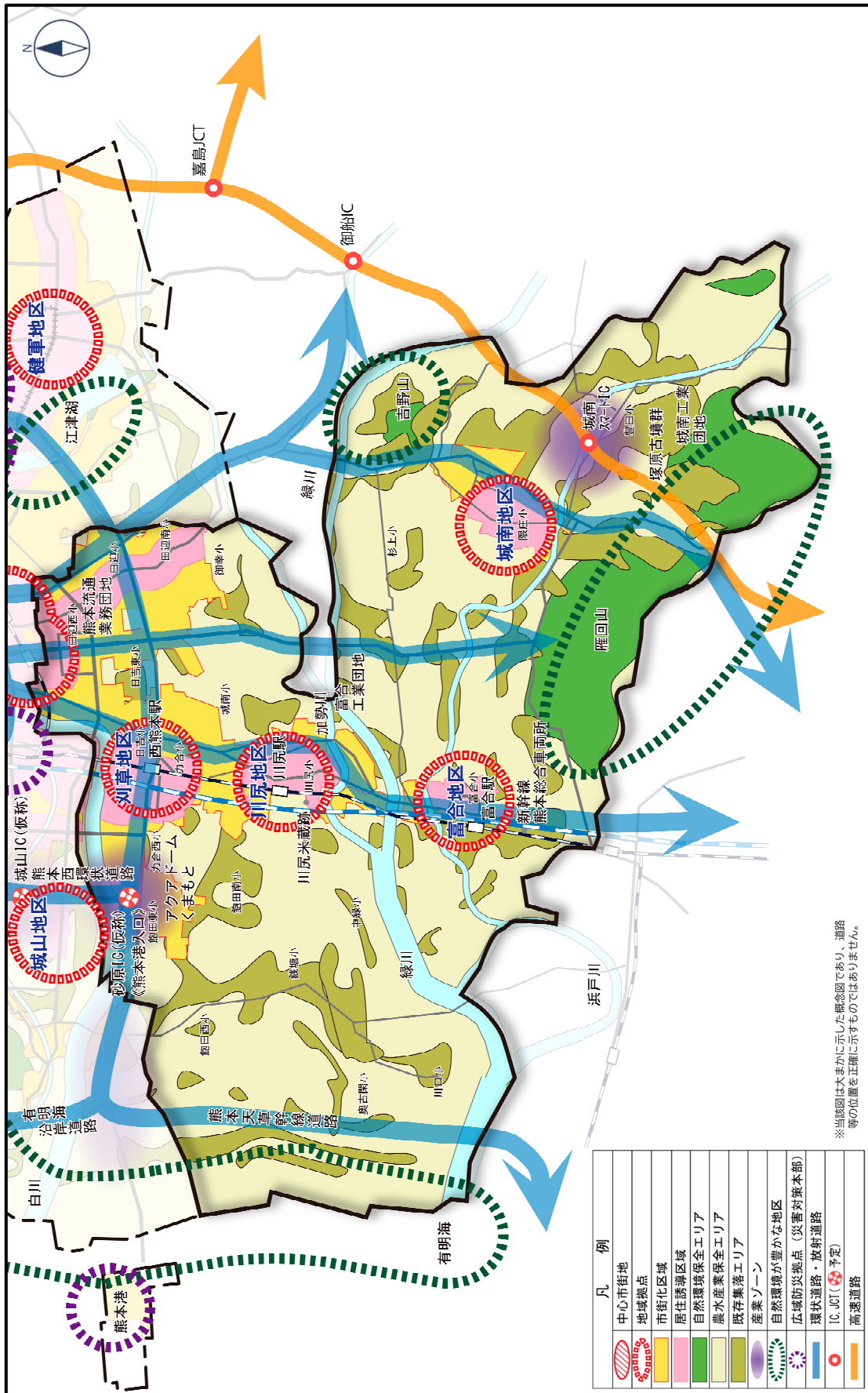
富合地区

- 富合駅周辺の交通結節機能の向上、土地利用規制の緩和、実施中の土地区画整理事業等により、不足する都市機能の誘導を図るとともに、良好な低層住宅地への居住の誘導を図ります。

城南地区

- 土地利用規制の緩和、公共交通の利便性向上等により、都市機能の誘導を図るとともに、良好な低層住宅地への居住の誘導を図ります。

将来構成図（南区）



序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

巻末資料

5節 北区

区の特徴

- 区域の約半分が自然的土地利用であるものの、植木インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジが立地し、国道3号植木バイパス、熊本西環状道路や中九州横断道路の整備が進むなど、高い土地利用ポテンシャルを有している。
- 植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区や八景水谷・清水亀井地区といった地域拠点が存在。
- 釜尾古墳や西南戦争遺跡等の文化財が多く点在。
- 植木温泉、田原坂や武蔵塚など、観光資源や歴史的資源が存在。
- 農産物（スイカ、メロン等）の生産拠点及び食品工業団地（フードパル熊本）が立地。
- 立田山や八景水谷水源地など、市街地にも豊かな自然が広がる。

北区の都市づくり

①新たな産業立地の計画的な誘導

- 半導体関連企業等の進出を踏まえ、植木インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジ周辺等において、地区計画制度等を活用した計画的な産業の立地誘導を図ります。
- 民間事業者と連携した都市基盤の整備等により、周辺の住・農・自然環境等に配慮した産業用地の確保を図ります。

②都市基盤の整備推進

- 国・県と連携して中九州横断道路や熊本西環状道路、国道3号植木バイパスの整備を推進し、地域の発展に寄与する広域交通ネットワークの形成を進めます。
- 都市計画道路等の幹線道路の計画的な整備を進め、交通混雑を緩和し、円滑な交通を確保します。

③地域拠点の利便性・拠点性の向上

- 植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区や八景水谷・清水亀井地区において、交通結節機能の強化や地区計画制度の活用等により、商業、医療や子育て支援等の日常サービス機能を誘導し、周辺地域を含めた住民の利便性向上を図ります。
- 低未利用地や空き家等の既存ストックの活用により、居住の誘導や賑わいの創出を図ります。

④自然環境の保全と利活用の推進

- 立田山や八景水谷水源等の豊かな自然環境や生物多様性を保全するとともに、自然と触れ合えるレクリエーション機能の創出を図ります。
- 植木温泉、田原坂や武蔵塚等の観光資源や歴史的資源を保全し、地域と連携して利活用を図ります。

⑤防災機能の強化

- 土砂災害のリスクが高いエリアについては、県と連携したハード対策や、安全な場所への移転支援等の推進、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成・更新等のソフト対策に取り組めます。

地域拠点における取組方針

植木地区

- 公共交通のアクセス性向上や土地利用規制の緩和等により、都市機能の維持・確保を図るとともに、土地区画整理事業等で形成された良好な住宅地への居住の誘導を図ります。

北部地区

- 国道3号植木バイパスや熊本西環状道路等の交通ネットワークの整備推進、土地利用規制の緩和等により、不足する都市機能の誘導と居住の誘導を図ります。

八景水谷・清水亀井地区

- 鉄道駅周辺の交通結節機能の強化等により都市機能の維持・確保を図るとともに、増加が予想される空き家の利活用等を促進し、居住の誘導を図ります。

楠・武蔵ヶ丘地区

- 地域と連携して、低未利用地、及び今後増加が予想される空き家の利活用を促進し、都市機能の維持・確保を図るとともに、良好な低層住宅地への居住の誘導を図ります。

